

◎市長（作野広昭君） 議員の指摘のとおり、市営住宅家賃や施設使用料等の強制的に徴収できない公債権や私債権の徴収につきましては、地方自治法では迅速かつ的確な回収を求める一方で、徴収の停止や債務免除等について厳格に規定しております。

このため、現実に即応した柔軟な対応がとりにくく、破産した方や生活保護を受けられている方など回収見込みのない債務者に対しても、ひたすらに督促、催告を続けているのが実情であります。

したがって、御提案の不納欠損処理の基準を設け、さらに支払い督促や訴訟手続等の上限の設定を市長の専決事項に追加することにつきましては、さきの債権管理条例の制定とあわせて、また、議会とも十分協議しながら、これも来年度の施行をめどに検討してまいりたいと考えております。